

[事案 2019-237] アフターフォロー等実施請求

・令和元年 12 月 12 日 不受理決定

<事案の概要>

平成元年 5 月に契約した終身保険について、適切なアフターフォロー等の実施を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人の請求内容は保険会社の通常の業務運営を含む経営方針に係る事項であることから、申立てを不受理とした。